3・6 各国の海運政策

3.6.1 中国

中国政府は、平成24(2012)年1月から一部地域で運輸業と一部のサービス業に対し、税負担の軽減を目的として、営業税から増値税(VAT)への課税変更(※)を試行していたが、平成25(2013)年8月1日から全土で本格実施した。

(※) 中国当局としては、営業税の場合は売上全体が対象となり、仕入額控除がなかったため、増値税に切り替えることで同控除を可能とし、結果的に企業の税負担を軽減するとの意図。

これにより、平成25(2013)年7月末までは中国発着の国際輸送運賃および同輸送の付随 サービスに係る料金に対しては免税措置が適用されていたものの、同年8月以降は現地貨運 代理店が海外船社(本社)に代わって収受した輸送運賃等に6%のVATが課税されることとなった。

国際輸送運賃に対する VAT は、実質的には非課税とするのが国際税務慣行であることから、今回の課税制度変更は中国発着の国際輸送事業者や関係荷主に多大な追加負荷を課すものであることから、中国に代理店を置く海外船社やICS、ECSAといった海運団体に加え、米国荷主団体の National Industrial Transportation League (NITL)や欧州商工会議所が中国の当局に制度見直しを求める意見書を出状した他、米国連邦海事委員会 (FMC)も本件を問題視、また、中国国内でも海運・フォーワーダー・荷主団体から制度見直しを求める声が上がった。こうした動きを受け、平成 25(2013)年 12 月 12 日、中国財務省 (MOF) および国家税務総局 (SAT) は、平成 26(2014)年 1 月 1 日付で国際運賃等に係る免税を復活させる新規程を公布し、これを平成 25(2013)年 8 月 1 日に遡及して適用することを発表した。